

# MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2021 年 5 月号 (第 183 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー	
■ 特 集	
◆ 中国の CPTPP 加入の可能性	
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部	1
■ 経 済	
◆ 全人代：慎重な経済運営姿勢を示す	
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部	8
■ 人民元レポート	
◆ 対ドル相場の調整は早くも一服	
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ	11
■ スペシャリストの目	
◆ 税務会計：現行の中国個人所得税優遇政策及び今後の動向	
KPMG 中国	14
◆ 法務：新時代におけるクロスボーダー外貨資金流動の「課題」と「難問」	
北京市金杜法律事務所	17
◆ 日系企業のため中国法令・政策の動き	
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部	23
■ 主要経済指標	
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部	26
■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク	

## エグゼクティブ・サマリー

### 特集 中国のCPTPP加入の可能性

2020年5月の全人代終了後の記者会見で、李克強総理はCPTPPへの加入について「積極的に開放的な態度をとっている」と述べていた。2020年11月のAPEC首脳会議で、習近平国家主席がCPTPPへの加入を「積極的に検討する」と発言したことで、世界的な注目を集めている。本稿では、さらに一歩踏み込んだ中国のCPTPP加入への可能性について述べてみたい。

### 経済 全人代：慎重な経済運営姿勢を示す

新型コロナウイルス感染症が報告されてから1年以上が経過した。中国はいち早く感染拡大を抑制して経済を立て直し、2020年の実質GDPがプラス成長となった。そうした中、3月5～11日に全国人民代表大会（全人代）会議が開催された。本稿では、全人代の主な議題「政府活動報告」と「第14次5カ年計画及び2035年までの長期目標に関する綱要」について整理する。

### 人民元レポート 対ドル相場の調整は早くも一服

2021年4月の中国人民元対ドル相場は6.55台半ばで取引開始。月初から6.60大台を目前に底堅く推移した。しばらくは6.54台を中心とした値動きとなったが、中盤以降はドル安の進行に追随する格好で上昇し、20日には3月18日以来となる6.40大台に回帰している。その後はジリ高に推移し、27日には6.48絡みの水準まで上昇した。本稿執筆時点では6.48台中盤となっている。

### スペシャリストの目 税務会計

#### 現行の中国個人所得税優遇政策及び今後の動向

財政部及び国家税務総局は、2018年12月27日付で「個人所得税法改正後における優遇政策の移行問題に関する通達」（財税〔2018〕164号）を公布した。2021年度の年次賞与、外国籍個人向け諸手当の非課税処理などの所得に係る課税方法を検討し、かつ、これら所得の2022年以降の年度における税務上の取扱いや政策の動向を分析し、展望する。

### スペシャリストの目 法務

#### 新時代におけるクロスボーダー外貨資金流動の「課題」と「難問」

近年、中国では、適切な外貨管理制度・政策の下、クロスボーダー貿易・投資の自由化・利便化の水準が大幅に向上していると言われている。一方で、現行の「外貨管理条例」（2008年改正）は施行から12年以上が経過し、改正を求める声が高まっている。本稿では、外貨管理関連業務に従事してきた筆者の実務経験と考察に基づき、外貨管理に関する規定と政策について解説していく。

### スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、3月中旬から4月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



## 中国の CPTPP 加入の可能性

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
国際アドバイザー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介

2020 年 11 月に開催されたアジア太平洋経済協力 (APEC) の首脳会議で、習近平国家主席が“包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定” (CPTPP、通称 TPP11) への加入を「積極的に検討する」と発言し、世界的な注目を集めている。

中国は以前から“環太平洋パートナーシップ協定” (TPP)、また後継の CPTPP に関心を示している。2020 年 5 月の全国人民代表大会 (全人代) 終了後の記者会見で、李克強総理は CPTPP への加入について「中国は積極的に開放的な態度をとっている」と述べていた。しかし、習主席の今回の発言はさらに一步踏み込んだものといえる。

今回は、習主席の発言をふまえ、中国の CPTPP 加入の可能性について述べてみたい。

### 習近平主席の発言

習主席の「CPTPP への加入を積極的に検討する」という発言は、翌 12 月に開催された中央経済工作会议の決定でも 2021 年の重点課題の 1 つとしてそのままの文言で述べられており、2021 年 3 月の全人代で採択された「2021 年国民経済・社会発展計画」、「国民経済・社会発展第 14 次 5 ヶ年計画及び 2035 年長期目標要綱」にも同じ文言が記載されている。

この発言の意味や理由については、公式のコメントは出ていない。ただ、その発言を素直に読めば、中国は多国間主義の原則に基づいて自由貿易を推進していくという姿勢を改めて表明したものである (注 1)。また、APEC 首脳会議の場であることをふまえて、参加各国の首脳に向けてアジア太平洋地域における経済一体化を呼びかけたものである。習主席は、この発言の前に「我々は引き続き地域経済の一体化を推進し、早い時期にアジア太平洋自由貿易圏を築き上げなければならない」と述べているが、“アジア太平洋自由貿易圏” (FTAAP) の成立は APEC 参加国・地域が貿易・投資自由化の長期的な目標として共有しているものである (注 2)。

APEC 首脳会議が開催された時期は、“地域的な包括的経済連携協定” (RCEP) に中国を含む参加国が署名した直後であり、すでに 2018 年 12 月に発効している CPTPP とともに FTAAP の基礎となる。CPTPP も RCEP もともにアジア太平洋地域に跨がる巨大自由貿易圏である。APEC に参加する 21 ヶ国・地域のうち、16 ヶ国が CPTPP か RCEP のどちらかに加入しているため、中国が CPTPP に加入すれば、FTAAP の成立に近づく。習主席の発言には、そうした意味が含まれているように思われる。

ただし、CPTPP と RCEP を同列に論じることはできない。どちらも貿易・投資の自由化について多くの規定を設けているが、自由化の程度には大きな差がある。

## RCEP の概要

まず RCEP の概要を見ておこう。RCEP は、ASEAN10 カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドが参加している（当初はインドも交渉に参加していたが、2019年11月に離脱した）。参加15カ国の合計の経済規模、人口は世界の名目 GDP の3割を占めるが、各国の経済発展レベルには大きな格差がある。そのため、後発開発途上国（特にカンボジア、ラオス、ミャンマー）に配慮した内容になっており、物品貿易での工業製品の関税撤廃率は全体で92%とCPTPPの99.9%に比べて低く、また特定国に対する自由化の猶予措置、例外措置が多数設けられている。

ただ、RCEP が対象とする分野は広範にわたっている。一般的な自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）が対象とする物品貿易や投資のほか、先進的といわれる FTA、EPA が対象とするサービス貿易、自然人の一時的な移動、知的財産、電子商取引、競争、中小企業・経済協力・技術協力、紛争解決が含まれている。TPP 協定にあって RCEP 協定にないのは、国有企業及び指定独占企業、労働、環境の3分野だけである。

また、参加国の既存 FTA、EPA を上回る自由化措置が規定されている。例えば、投資での設立前の内国民待遇、他の参加国の投資家に対する技術移転要求など特定措置の履行要求の禁止、知的財産での悪意に基づく商標登録出願に対する当局による拒絶・取り消し、また電子商取引での情報の電子的手段による自由な越境移転、サーバーなどコンピュータ関連設備の自国内設置要求の禁止などは、参加国の既存 FTA、EPA にないものである（注3）。しかし、CPTPP に比べると、ルール・規律ははるかに緩やかである。

## CPTPP 協定における TPP 協定の凍結項目

習主席が CPTPP 加入に一步踏み込んだ発言をしたのは、成算があつてのことという見方もある。その根拠は、主に CPTPP が承継した TPP 協定の一部規定が凍結されたことだろう。

CPTPP は、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム（以上、批准順）、ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー（以上の4カ国は未批准）の11カ国が加盟する。当初は TPP として2010年から米国を含む12カ国で交渉を開始し、2016年2月に署名に至ったが、翌2017年1月に米国がトランプ政権発足と同時に離脱したことにより残る11カ国で交渉を継続し、2018年3月に CPTPP の署名に至り、同年12月に発効した。CPTPP 交渉の結果、TPP 協定に定める規定のうち22項目が凍結（適用停止）とされた。

凍結された項目は、加盟国だけでなく新規加入国にも適用されるため、その分だけ加入条件が緩やかになっている。これらの中で中国への影響が大きいと思われる項目は、主に次の通りである。なお、以下の TPP 協定の内容についての説明は、外務省の HP に掲載されている日本語仮訳と「説明書」を参考にした（注4）。

### 1. 投資分野における ISDS の関連規定

TPP 協定の投資の章には、投資家と国家間の紛争解決（ISDS）が規定されている。これは、投資家と他の加盟国の間に紛争が生じた場合に、国際機関の仲裁規則による仲裁を付託することを可能とするものである。この国際機関には、“国家と他国の国民との間の投資紛争の解決に関する条約”（ICSID 条約）に基づいて設立された投資紛争解決国際センター、国連国際商取引法委員会が含まれている。

凍結された規定は、加盟国の中央政府当局と他の加盟国の投資家との「投資に関する合意」と加盟国の外国投資関係当局による他の加盟国の投資家への「投資の許可」に関連する規定で、この凍結により、「投資に関する合意」または「投資の許可」の違反によって損害を被ったことを理

由として ISDS を提起することができなくなった（ただし、それ以外の義務に違反したことを理由に ISDS を提起することはできる）。

TPP 協定の ISDS 関連規定の凍結により、中国政府は「投資に関する合意」、「投資の許可」に違反しても、明確に違反を問われることがなくなる。なお、中国が参加する FTA、EPA では、“日中韓投資協定”（2014 年 5 月発効）に ISDS の規定があるが、ISDS を提起できる事由を投資家の投資財産（企業、株式・持分、債権、貸付金など投資家が所有または支配している全ての財産）に対する協定に基づく義務に違反した場合に限っている。

## 2. 金融サービスにおける最低の待遇基準の関連規定

金融サービスの章では、他の加盟国の金融機関、加盟国の金融機関に投資する他の加盟国の投資家と投資財産、国境を越える金融サービス貿易に適用するとし、投資の章の関連規定についても適用するとしている。しかし、そのうち投資財産に対する「待遇に関する最低基準」（国際慣習法上の原則に基づく公平・衡平待遇及び十分な保護・保障）について紛争が生じた場合に ISDS を提起できるとする規定が凍結された。

これにより、例えば、中国の金融機関に投資する日本の金融機関の出資持分や債権、貸付金に対して、中国政府が公平・衡平待遇を与えず、あるいは十分な保護・保障を行わない場合でも、それを理由として ISDS を提起することができなくなった。中国にとっては、自国の金融機関を優遇することができる。

## 3. 知的財産の関連規定

知的財産の章では 11 項目の規定が凍結されたが、これらは米国が強く主張して採用されたものとされる。その中には、内国民待遇が義務付けられる知的財産権の保護の対象に、著作権及び関連する権利に基づく使用に関わる各種支払金が含まれると解釈するという規定、新規医薬品の販売承認で加盟国が開示されていない試験データやその他のデータの提出を求める場合には、販売承認日から少なくとも 5 年間は同一または類似医薬品の販売を承認しないという規定、同じくバイオ新薬の販売承認では少なくとも 8 年間は販売を承認しないという規定、また著作権及び関連する権利の保護期間を著作者の死後、公表の承諾または創作の年の終わりから 70 年とする規定が含まれている。

中国にとっては、これらの規定が凍結されていることで自国の医薬品産業を保護、支援することができる。もっとも日本や他の加盟国にとっても、これらの凍結は有利に働くものである。

以上に述べた凍結項目は、加盟国が解除に合意するまで維持される。しかし、将来にわたって凍結が続くわけではない。米国が復帰する場合には解除となる可能性が高いと見られる。2021 年 1 月に発足したバイデン政権は将来の TPP 復帰を否定していない。米国が先に復帰して凍結項目が復活した場合、中国が加入するにはこれらの規定の遵守を承諾しなければならない。

また、中国が先に加入申請をする場合でも、条件は厳しい。CPTPP の加入手続を定めた文書によると、“加入希望エコノミー”は、「CPTPP に含まれる全ての既存のルールに従うための手段を示さなければならない」、また、「物品、サービス、投資、金融サービス、政府調達、国有企業及びビジネス関係者の一時的な入国についての最も高い水準の市場アクセスのオファーを与えることを同意しなければならない」、とされている（注 5）。

CPTPP の凍結項目

関係する章	凍結された規定
第5章(税関当局及び貿易円滑化)	急送貨物に関わる免税の関連規定(1項目)
第9章(投資)	ISDS(注:投資家と国家の間の紛争解決)の関連規定(1項目)
第10章(国境を越えるサービスの貿易)	急送便サービスに関わる郵便独占サービス提供者の禁止行為の関連規定(1項目)
第11章(金融サービス)	投資の待遇に関わる最低基準(注:公平・衡平待遇及び十分な保護・保障の付与)の関連規定(1項目)
第13章(電気通信)	電気通信に関する紛争の解決の関連規定(1項目)
第15章(政府調達)	参加のための条件及び追加的な交渉の関連規定(2項目)
第18章(知的財産)	内国民待遇の対象のうち著作権及び関連する権利の使用に関わる支払金、特許の対象事項のうち植物に由来する発明、特許当局の不合理的な遅延についての特許期間の調整、医薬品に対する特許期間の不合理的な短縮の回避、医薬品の販売承認に関する非開示データの保護制度、生物薬剤のデータ保護制度、著作権及び関連する権利の保護期間、著作物等に対する技術的保護手段、権利管理情報についての救済措置等、衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護、オンライン環境下での著作権侵害に対する救済措置及びインターネット・サービス・プロバイダによるオンライン・サービスに関する免責の関連規定(11項目)
第20章(環境)	野生動植物の保存及び違法取引への対処の関連規定(1項目)
第26章(透明性及び腐敗行為の防止)	医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施の関連規定(1項目)
附属書Ⅱ	ブルネイに対する石炭分野における投資に関する内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求、経営幹部及び取締役会、並びに国境を越えるサービスの貿易に関する内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス、現地における拠点についての例外規定(1項目)
附属書Ⅳ	マレーシアに対する国有企業に関する無差別待遇及び商業的考慮、非商業的な援助についての例外規定(1項目)

出所:外務省のHPに掲載されるCPTPPについての「説明書」及び「概要」から作成。

中国の制度・政策とCPTPP協定との乖離

TPP協定の凍結項目以外の規定は、CPTPP協定で「本協定に組み込まれ、本協定の一部を成す」(第1条)とされている。TPP協定の規定は非常に厳格である。中国がCPTPPに加入するには制度や政策をTPP協定の規定に整合させなければならないが、現状では大きな差違が存在する。それは主に以下の点である。

1. 特定産業・企業への補助金の禁止

TPP協定では、国有企業と指定独立企業について、独立の章を設けている。国有企業とは国家が50%以上の株式、議決権または経営体構成員の過半数の任免権を持つ企業、指定独占企業とは私有の独占企業と政府の独占企業とされている。この章の中で、加盟国は国有企業と指定独占企業が商業的考慮に従って行動するようにすること、他の加盟国の企業に無差別待遇を与えること

を義務付け、また、国家、公的企業または国有企業が、国有企業の商品生産・販売、サービス提供で、“非商業的な援助”によって他の加盟国の利益に悪影響または損害を与えてはならない、としている。

“非商業的な援助”は、贈与または債務免除、有利な条件での貸付、債務保証またはその他の資金供給、通常の慣行に適合しない出資とされるが、これには日米 EU をはじめ諸外国が問題視している市場歪曲的な補助金が含まれている。

市場歪曲的な補助金とは、政府や政府関係機関が特定の産業・企業に補助金を交付することで生産能力の過剰が発生し、それが国際市況の悪化や他国の産業・企業に悪影響を与え、市場における公平な競争を阻害する原因とされるものである。補助金の対象企業は、中国では国有企業と指定独占企業が大部分を占める。

日米 EU は、G7 や貿易大臣会合などで鉄鋼、半導体関連産業、アルミなどへの補助金の撤廃を呼びかけ、また中国との二国間協議や多国間の国際会議で是正を求めているが、中国は補助金交付の実態を開示しておらず、改善の動きは見られない(注6)。

中国が CPTPP に加入するには、協定に規定する義務の履行を承諾するだけでなく、前述したようにルールに従うための手段を示す必要がある。補助金についても、禁止するための手段を具体的に示さなければならない。それには国有企業改革が前提となるが、実効ある改革を進めることは容易ではないと思われる。

## 2. 技術移転要求の禁止

TPP 協定の投資の章では、投資家の投資財産(企業、株式・持分、債権、貸付金など投資家が所有または支配している全ての財産)の設立、取得、経営、管理、運営、売却などについて、特定の要求を強制することを禁止している。その要求には、輸出制限、ローカルコンテンツ、輸出入均衡などのほか、技術移転、国産技術使用、特定技術利用、ライセンス契約における使用料・有効期間制限が規定されている。

特定措置の履行要求禁止は、WTO の協定にも明示されており、RCEP 協定でも技術移転要求の禁止が規定されている。ただし、RCEP 協定には、国産技術使用、特定技術制限、ライセンス契約における使用料・有効期間制限を禁止する規定は含まれていない。

日米 EU は、上記の補助金とともに、中国の技術移転の強制についても市場歪曲的な措置として是正を求めている。トランプ政権は、2018 年から中国からの輸入に追加関税を課しているが、これは中国の知的財産権侵害や技術移転強制などを理由に通商法 301 条に基づいて発動したものである。EU も 2018 年に中国の強制的な技術移転に対して WTO の紛争解決手続をとることを決定している。

これに対し、中国は是正の動きを示しており、2019 年 3 月に公布した「外商投資法」に技術移転強制の禁止を明記し、また「技術輸出入管理条例」を改正し、第三者の権利を侵害した場合の外国側技術提供者の補償責任、改良技術の中国側への権利帰属、技術契約における制限的条項の禁止など、強制的な技術移転に関わる条項を撤廃している。

中国が CPTPP に加入するためには、これらの法の執行を徹底し、実効をあげる必要があると思われる。

## 3. 政府調達に関する規定

TPP 協定の政府調達の章では、加盟国に対して、他の加盟国の物品・サービス及び供給者に即時に無条件で内国民待遇と無差別待遇を与えることを義務付けている。これは外国企業にも政府調達への参加を認めなければならないということである。

しかし、中国は未だに開放していない。「政府調達法」(2014年8月31日改正法施行)には「政府調達は本国の貨物、工事及びサービスを調達しなければならない」と明記されている。「外商投資法」では政府調達への公平な参加の保障がうたわれているが、参加の対象としているのは外商投資企業で外国企業ではない。また、中国はWTOの政府調達協定にも加入していない。2007年に加入申請を行い、その後、2019年まで7回にわたって外国企業に開放する政府調達の実施機関、項目、基準額のリストを提出しているが、いずれも限定的である。

TPP協定は“即時、無条件”の開放を条件としているため、中国が加入するには思い切った政策転換が必要である。なお、RCEP協定の政府調達の章には、内国民待遇と無差別待遇の規定はない。

#### 4. 電子商取引におけるデータ移転・開示に関する規定

TPP協定の電子商取引の章では、他の加盟国のデジタル・プロダクト(コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物など)に対する無差別待遇の付与のほか、電子商取引の“TPP3原則”といわれる、情報の電子的手段による自由な越境移転、サーバーなどコンピュータ関連設備の自国内設置要求の禁止、ソフトウェアの設計図であるソースコードの移転・開示要求の禁止を規定している。

RCEP協定では、このうち情報の電子的手段による自由な越境移転とサーバーなどコンピュータ関連設備の自国内設置要求の禁止についてはTPP協定と同様の内容で規定されたが、ソースコードの移転・開示要求の禁止は規定されていない。また、これらの問題で紛争が生じた場合には、当事国間で協議を行うものとし、RCEP協定の紛争解決の規定を適用しないとされている。

一方、中国の「ネットワーク安全法」(いわゆるサイバーセキュリティ法、2017年6月1日施行)では、中国国内で収集、発生した個人情報及び重要データを中国国内に保存することを義務付けており、業務の必要により国外に提供する必要がある場合には、規則に従って安全評価を行わなければならないと規定されている。国外に個人情報、重要データを持ち出す場合の規則については、2017年に意見募集草案が公開されたが、未だ公布を見ていない。ただし、RCEP協定への署名により、今後はその規定に整合する内容に修正するものと見られる。

ソースコードの移転・開示については、法律の規定は見当たらないが、「ネットワーク安全法」には重要情報インフラに対するソースコードのバグスキャンを含む安全検査評価が規定されており、その際にソースコードの開示が要求される可能性がある。

中国がCPTPPに加入するためには、国内法をTPP協定のソースコードの移転・開示を禁止する規定に整合させる必要があるが、国家統治に関わる問題だけに時間がかかると思われる。

以上のように、中国の制度・政策はCPTPPが承継したTPP協定と大きく乖離しており、現状ではCPTPPに加入するのは困難と言わざるをえない。CPTPPは貿易・投資の自由化を目的としており、加盟国の拡大を指向している。ただ、加入にあたっては全ての加盟国との交渉が必要になるが、これは当事国間の政治関係、国際的な政治環境に左右される。中国を取り巻く政治環境が緊張している現在、何よりも緊張緩和が必要だろう。

- (注 1) 習近平主席の発言の全文は、中央人民政府ポータル以下のサイトに掲載されている。  
[https://www.ccps.gov.cn/xsxxk/zyls/202011/t20201120\\_145054.shtml](https://www.ccps.gov.cn/xsxxk/zyls/202011/t20201120_145054.shtml)  
[http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/20/content\\_5563097.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/20/content_5563097.htm)
- (注 2) FTAAP については、外務省の HP の以下のサイトに概要説明が掲載されている。  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page24\\_001067.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page24_001067.html)
- (注 3) RCEP については、外務省の HP の以下のサイトに「協定概要」、「ファクトシート」、日本語仮訳などが掲載されている。  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>
- (注 4) TPP 協定の日本語仮訳と「説明書」は外務省の HP の以下のサイトに掲載されている。  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24\\_000580.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000580.html)
- (注 5) 「CPTPP の加入手続に関する委員会決定」(2019 年 1 月 19 日) の附属書。内閣官房 HP の以下のサイトに日本語仮訳が掲載されている。  
<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/index.html>
- (注 6) 中国の補助金をめぐる国際的な対応については、経済産業省の HP の以下のサイトに掲載されている「補助金規律強化の議論について」をご参照。  
[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/32\\_wto\\_rules\\_and\\_compliance\\_report/322\\_past\\_columns/2020/2020-4r.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/322_past_columns/2020/2020-4r.pdf)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



全人代：慎重な経済運営姿勢を示す

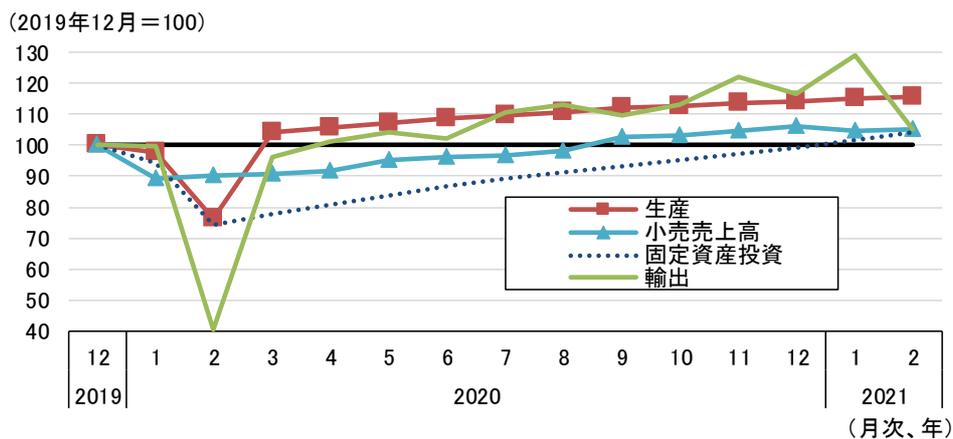
三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
調査部  
研究員 丸山健太

1. 自律的な回復が続く中国経済

2019年末に中国で新型コロナウイルス感染症の最初の症例が報告されてから、1年以上が経過したが、未だに多くの国では感染抑制に至らず、経済活動もコロナ禍前の水準まで回復していない。

そのような状況の中、中国はいち早く感染拡大の抑制と、経済の立て直しに成功し、2020年の実質 GDP は主要国の中で唯一、プラス成長となった。年明け以降も春節の帰省や旅行などの遠距離移動が制限されるなど、まだ完全な「正常化」には至っていないものの、経済指標は概ね堅調に推移している(図表1)。背景として、政府の景気支援策に加え、ハイテク関連輸出や国内の設備投資が好調に推移する、自律的な回復の動きが挙げられる。

図表 1. 順調に回復する中国経済



(注) 季節調整値。輸出は MURC 調査部試算値、その他は中国国家统计局公表値  
(出所) 中国国家统计局、海関総署をもとに MURC 調査部作成

2. 2021年の全国人民代表大会

そうした中、3月5~11日に全国人民代表大会(全人代、日本の国会に相当)会議が、感染症の抑制後、初めて開催された。主な議題は図表2の通りである。本稿では、このうち「政府活動報告」と「第14次5カ年計画及び2035年までの長期目標に関する綱要(綱要)」について整理する。

なお、2020年の全人代は、新型コロナの感染拡大の影響で、開催時期が5月下旬に遅れ、会期も7日間に短縮された。2021年は、会期こそ例年より短いものの、2年ぶりに例年通りの時期に開催することで、感染症の抑制を国内外にアピールする狙いがあったとみられる。

図表 2. 2021年の全人代トピックス

主な議題・決定	主な内容
・政府活動報告	2021年の経済に関する活動方針と数値目標
・第14次5カ年計画及び 2035年までの長期目標に関する綱要	5カ年計画の概要と数値目標、長期目標の概要
・香港特別行政区の選挙制度見直し	選挙から民主派を排除する方向へ
・全人代の運営に関する法律の改正	全人代組織法と全人代議事規則の改正 — 副首相の任免が容易に

(出所) 全国人民代表大会 HP、新華社をもとに MURC 調査部作成

### 3. 「政府活動報告」と「綱要」

2021年の経済運営方針や中長期目標の大枠は、すでに2020年末に開かれた共産党の経済工作会議で固まっている。全人代では、これらの計画の具体的な数値目標や、より詳細な青写真が示された。

#### (1) 「政府活動報告」— 低い GDP 成長率目標

「政府活動報告」で示された2021年の経済運営の数値目標を見ると、景気回復を受けて、就業者数や失業率といった雇用関連の目標を2019年の水準に戻したものの、実質 GDP 成長率は6%以上と、国際機関などの予測では8%程度の高成長が見込まれる中で、控えめな目標値を示した(図表3)。これについて「政府活動報告」では、持続可能な発展を実現するために、高すぎない目標を設定したと説明されているほか、李克強首相は閉幕後の会見で、世界経済の不確実性が依然として大きいことなどにも言及した。

図表 3. 2021年、2020年の主な経済目標と実績

	2021年目標	2020年目標	2020年実績
実質GDP成長率	6%以上	言及なし	2.3%
都市部新規就業者数	1100万人以上	900万人以上	1186万人
都市部調査失業率	5.5%前後	6%前後	5.6%(年平均)
消費者物価上昇率	3%前後	3.5%前後	2.5%

(出所) 政府活動報告をもとに MURC 調査部作成

#### (2) 「綱要」— GDP 成長率目標を明記せず

一方、中長期の運営方針を示した「綱要」では、内需を強化する「国内大循環」、基礎研究を重視した科学技術の「自立自強」などを目指す方針が示された。また、1人当たり可処分所得の増加率や GDP1 単位当たりエネルギー消費量の減少率など、第14次5カ年計画で達成を目指す20の経済社会発展の各指標の目標が明らかとなった。

ただし、実質 GDP 成長率については、数値目標は示されず、「合理的なレンジ内で、状況を見てそれぞれの年に設定する」との言及にとどまった。経済運営の柱となる5カ年計画で、計画期間中の実質 GDP 成長率の数値目標が示されないのは、極めて異例である。

#### (3) 党指導部の慎重さの背景と今後の経済運営

このように、中国経済は堅調に推移しているにも関わらず、全人代で示された各目標からは、党指導部の慎重な経済運営姿勢が窺える。この背景には、世界経済の不透明感が依然として強いことに加え、中国にとって大きな経済下振れ要因である米中対立の展開が見通せないこと、また新たな5カ年計画の開始や、7月の中国共産党建党百周年、習総書記の任期延長が焦点となる2022年の党大会など重要な政治日程が続くため、目標を実現できないリスクを回避しようとした可能

性もあると考えられる。

もつとも、これらの不透明要素を踏まえ、「政府活動報告」ではこれまで同様、穏健な金融政策の維持に加え、2021年の財政赤字（対GDP比）目標値を前年より低い3.2%前後としつつも、歳出規模は前年より増額することが明示されており、積極財政がしばらく続く見通しである。このため、輸出・投資主導の自律的な回復が続く中、政府の景気支援策もしばらく継続される公算が大きく、党指導部の慎重姿勢とは対照的に、景気回復の勢いはかなり強いものになると見込まれる。コロナ禍に悩む日本経済にとって、2021年も中国経済は数少ない明るい材料になると期待される。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : k.maruyama@murc.jp    ホームページ : <https://www.murc.jp>



## 対ドル相場の調整は早くも一服

三菱 UFJ 銀行  
グローバルマーケットリサーチ  
シニアアナリスト 井野鉄兵

### 4月のレビュー

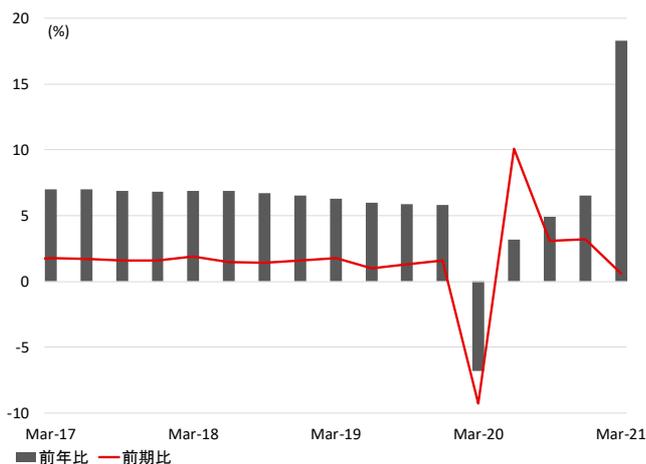
中国人民元対ドル相場は 6.55 台半ばで取引開始。米長期金利の上昇でドル高圧力が強まった 3 月の流れは一服、月初から、昨年 11 月以来の 6.60 大台を目前に底堅く推移した。しばらくは 6.54 台を中心とした狭いレンジでの値動きとなったが、中盤以降はドル安の進行に追随する格好で上昇し、20 日には 3 月 18 日以来となる 6.40 大台に回帰している。その後は、上値の重さが意識されながらもジリ高に推移し、27 日には 6.48 絡みの水準まで上昇した。本稿執筆時点では 6.48 台中盤となっている。一方、3 月末に 16.9 台まで上昇していた対円相場は、ほぼ一貫して円高優勢の展開。23 日にかけて 16.5 台まで下落。本稿執筆時点にかけては、円安気味となるなか 16.7 台まで回復している。

### 経済状態は安定成長局面へ

4 月半ばに発表された第 1 四半期（および 3 月）の主要経済指標では、実質 GDP 成長率が前年比 +18.3% となり、コロナ禍前の成長トレンドへの回帰が確認された一方、前期比では +0.6% にとどまり、昨年末までの反発の勢いは小緩んでいることが窺われるものだった（第 1 図）。また、3 月の個別指標をみると、これまで経済回復をけん引してきた鉱工業生産が 2019 年同月比年平均で +6.8% と、1-2 月の同 +8.1% からペースダウン。人民銀行が、国内銀行に対して新規融資抑制を求めたとする報道もある通り、水面下ではコロナ禍対応の経済・金融政策からの正常化が図られている模様で、経済成長の速度はやや抑制気味となりつつあるようだ。ただ、生産活動に比べて出遅れ感のあった消費は、小売売上高が同 +6.3% と、1-2 月の同 +3.2% を上回り、むしろキャッチアップしていることが確認された。こうした状況について国家統計局は、冬から春にかけて一部地域における新型コロナウイルス感染拡大があったこと、引き続き外部環境の不確実性を抱えていることを踏まえつつも、2021 年は良好なスタートを切ったと評価している。さらに、相応のペースでバランスのとれた「質の高い」成長を着実に推進することが肝要と総括していることから考えると、一連の情勢変化は当局の想定内と言えるのだろう。

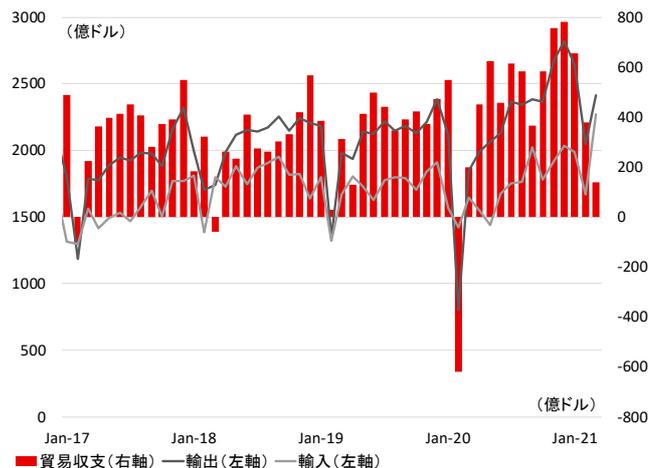
もっとも、金融市場においては、年初にかけての力強い成長を受けて台頭していた金融政策の引き締め期待がやや後退している。また、別途公表された 3 月分の貿易統計では、年末にかけて拡大していた貿易黒字の一段の縮小が確認された。コロナ禍「特需」とも言える輸出拡大に一服感がある反面、原材料価格の上昇や内需の復調もあって輸入が拡大している（第 2 図）。こうした需給面での変化も鑑み、昨年後半にみられた人民元高圧力は相応に緩和してきていると考えるのが妥当だろう。

第1図：実質 GDP 成長率



(資料) 中国国家統計局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：貿易収支



(資料) 中国関税総局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 『為替報告書』争点化は回避も、介入スタンスの不透明化を牽制

他方、米中関係については、米財務省が4月16日に『為替報告書』を公表しており、バイデン政権が外国為替政策という観点でどう評価するか注目された。前政権時代は、トランプ前大統領が通商問題を重視していたこともあって、2018年8月に突如中国を「為替操作国」に認定、19年1月には米中合意第1弾を念頭に認定を解除するといったことがあった。その点、今回は公表直前になって一部メディアが、イエレン財務長官は中国を為替操作国に認定しない意向と報じ、実際にその通りとなり、通商問題が米中関係の核心からは外れていることを印象付けるものだったと言える。もちろん、法律で定める定量要件で「為替操作国」認定基準を満たさなかったこと、昨年後半には「大幅な経常収支の黒字と対内証券投資の流入」を背景に、米国が重視するファンダメンタルズに則った人民元高が進行したことで、定性面でも操作国認定するには無理がある環境だったという面もある。ただ、同報告書では中国の為替政策には警戒感を強めている部分もある。とりわけ、近年増加している国営銀行による外国為替取引が、人民銀行による為替介入の代替手段になっており、結果として中国当局の為替介入スタンスが一段と不透明化しているのではないかと、という点を問題視し、詳細な分析を始めている。

人民元指数が2018年来の高値圏にあり、経済状態安定の観点からも国内輸出企業支援という点で人民元高抑制が志向されるものの、米中関係における争点化を回避するという意味でも、中国当局が、この先あえて露骨な人民元安誘導に踏み切ることはないと考えておきたい。

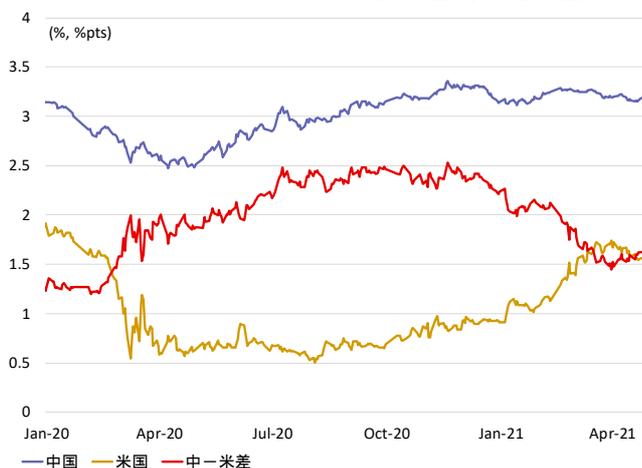
### 再びのドル安、対ドル相場は年序盤のレンジに近づくが

3月は米国の景気回復進展や金融緩和の早期縮小に対する思惑から、米長期金利の上昇とドル高(ドル安の巻き戻し)地合いとなり、人民元の対ドル相場も昨年12月初以来の安値である6.58目前まで下落していた。4月に入るとこうした動きは一服。材料視されていた中一米金利差の縮小も一巡し、人民元の対ドル相場は6.40大台に回帰している(第3図)。ただし、この間、ドルインデックスは3%程度下落する一方、人民元の対ドル相場は直近安値からの上昇幅が1.5%程度にとどまった。このため、人民元の名目実効為替相場でもある人民銀行運営の中国外国為替取引システム(CFETS)算出の人民元指数は3月下旬以降の弱含み推移が継続している(第4図)。当局がかね

て、人民元を「合理的で均衡のとれた水準」で維持する方針を掲げていることを踏まえると、依然として2018年以來の高水準にある同指数は、緩やかながらも調整局面にあると考えることもできよう。ドル安の進行にも、人民元の対ドル相場上昇は比較的抑制された状態が続きそうだ。

経済指標以外の国内要因に目を向けると、まず、5月は企業所得税の納付期にあたる。短期金融市場では、春節前1月のような金利の急騰は観測されていないものの、4月中盤以降は本件を念頭として、資金需給にひっ迫感があるとされてきた。その点、5月は引き続き、為替市場でも人民元調達ニーズが意識されよう。一方、足もとでは、政府設立の不良債権受け皿会社による資金繰り懸念が浮上している。4月27日には国営銀行の支援を受け、期日を迎えた外貨建て社債を償還しており、この先も最終的には人民銀行等の支援が得られるものと考えられる。ただ、万一同社が支援を受けられない事態となると、国内企業の外貨建て社債のリファイナンスなどにも影響を及ぼしかねない。その場合、中国経済の回復に水を差すことになるといった見方が浮上している。こうした懸念は、人民元の上値を抑える材料として燻ることとなる。かかる状況も踏まえると、目先、人民元そのものの見通しは中立的。ドル安の継続により、対ドル相場には若干の上昇バイアスがかかるという見方としておきたい。

第3図：中国、米国の長期金利と同較差



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元指数と対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

予想レンジ

	21年5~6月	7月~9月	10月~12月	22年1月~3月
USD/CNY	6.40~6.60	6.35~6.60	6.30~6.55	6.30~6.55
CNY/JPY	16.4~17.2	16.4~17.2	16.3~17.2	16.2~17.1

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2021年4月28日)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ  
シニアアナリスト 井野鉄兵  
Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei\_ino@mufg.jp



**税務会計: 現行の中国個人所得税優遇政策及び今後の動向**

KPMG中国

税務パートナー 李輝 (Lisa Li)

税務シニアマネジャー 森雅樹

**1. 概要**

現行の有効な個人所得税優遇政策を踏まえて、2021 年度の年次賞与、外国籍個人向け諸手当の非課税処理などの所得に係る課税方法を検討し、かつ、これら所得の 2022 年以降の年度における税務上の取扱いや政策の動向を分析し、展望する。

**2. 背景**

財政部及び国家税務総局は、2018 年 12 月 27 日付で「個人所得税法改正後における優遇政策の移行問題に関する通達」(財税 [2018] 164 号)を公布し、年次賞与、外国籍個人向け諸手当の非課税処理などの所得に係る優遇政策について解説し、優遇政策の有効期限を 2021 年 12 月 31 日までと定めた。

現在、個人所得税優遇政策の今後の動向に注目が集まっている。税収優遇政策の有効期限まで残り 9 カ月しかない中、市場では政策の今後の動向に対する推測が飛び交っている。KPMG では、現行の有効な税収政策に基づき、個人所得税優遇政策を分析し、今後の税務関連業務の動向を展望し、企業と納税者の税収政策に対する理解を深め、かつ各自が個々の状況に基づきタイムリーで有効かつ合理的な判断ができるような情報を提供する。

**3. KPMG の所見**

現行の年次賞与、外国籍個人向けの諸手当に関する個人所得税優遇政策とその変更点を以下のとおりまとめた。

➤ **年次賞与**

事例 1 : ある従業員 (住所のない個人) の毎月の課税所得額は 10 万人民元で、12 月に年次賞与 30 万人民元を受け取った。

税務処理 :

契約書に基づき、従業員の所得を受領した年度の中国居住者ステータスを判断し、納税額を計算する。

居住者の場合

	2021 年	2022 年以降
税務処理	下記 2 つの選択肢のいずれかを選択する。 1. 分離課税 : 年次賞与を 12 カ月で割った金額を月次納税に換算した後、総合所得税率表に基づき納付税額を算出する。 2. 当期総合所得に合算して納付する。	・ 当期総合所得に合算して納付する。

	2021年	2022年以降
事例分析	上記の方法 1. を選択した場合、年次賞与を総合所得に合算せずに分離して課税するため、有利である。 ・賞与の納付税額は 72,340 人民元 <sup>1</sup> である。	・当期総合所得に合算して納付する。 ・賞与の納付税額は 135,000 人民元 <sup>2</sup> である。 ・賞与の納付税額は 2021 年に比べて 86% 増加する。

非居住者の場合

	2021年	2022年以降
税務処理	・分離課税：6 カ月に按分した金額を課税所得として、費用を控除せずに月次税率表に基づき課税額を算出する。 ・計算式：当月の年次賞与納付税額 = [(年次賞与の所得額 ÷ 6) × 適用税率 - 速算控除額] × 6 ・但し、非居住者個人は暦年において、1 回のみ当該税額計算方法を適用できる。	・明確化する必要がある。
事例分析	・賞与の納付税額は 63,540 人民元 <sup>3</sup> である。	

▶ 外国籍個人向けの諸手当

事例 2：ある外国籍居住者個人の毎月の課税所得額は 10 万人民元、毎月の家賃は 3 万人民元、毎年の子教育費は 30 万人民元である。これらの所得は会社の関連政策に基づき実費にて精算する。

	2021年	2022年以降
税務処理	・居住者個人の条件を満たす外国籍個人は、個人所得税の専項附加控除、又は住宅手当、語学研修費、子女教育費などの補助手当非課税優遇政策のいずれかを享受することができるが、並行して享受することはできない。 ・また、一度選択した優遇措置を同一納税年度において変更できない。	・2022 年 1 月 1 日から、外国籍個人は住宅手当、語学研修費、子女教育費などの補助手当非課税優遇政策を享受することができなくなり、規定に基づき専項附加控除を享受することとなる。 ・以下の内容を更に明確にする必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一時帰国費用、引越費用、食事代、クリーニング代などは、免税優遇政策を引き続き享受できるかどうか。</li> <li>- 専項附加控除政策は今後更新されるかどうか。</li> </ul>
事例分析	・当該外国籍個人は住宅手当、子女教育費などの補助手当非課税優遇政策を選択して享受する方が有利である。 ・家賃と子女教育費は免税となる。	・個人所得税の専項附加控除の対象となる家賃と子女教育費。 ・家賃と子女教育費の納付税額は 283,500 人民元 <sup>4</sup> である。

4. KPMG からの提案

2021 年度の個人所得税優遇政策に関しては、既にほぼ明確になっているため、企業や個人は実際の状況に応じて適用できる優遇政策を選択し、税務コンプライアンスを確保した上で、個人所得税改革に伴う優遇政策を十分に享受することができる。

<sup>1</sup> 賞与の納付税額 = 300,000 × 25% - 2,660 = 72,340 人民元 (個人が自己負担する税額)

<sup>2</sup> 賞与の納付税額 = 300,000 × 45% = 135,000 人民元 (個人が自己負担する税額)

<sup>3</sup> 賞与の納付税額 = (300,000 / 6 × 30% - 4,410) × 6 = 63,540 人民元 (個人が自己負担する税額)

<sup>4</sup> 家賃と子女教育費の納付税額 = (30,000 × 12 + 300,000 - 1,500 × 12 (現行の家賃に対する専項附加控除。上海市を例に) - 1,000 × 12 (現行の子教育費に対する専項附加控除)) × 45% = 283,500 人民元

しかし、一部の現行の有効な個人所得税優遇政策は、2022年以降どのように税務処理を行うべきかに関しては、明らかになっていない。税務当局は今年度中に関連政策を公布し、優遇政策が継続される可能性もある。2021年度の税務業務に関しては、以下の対策を検討されるよう推奨する。

- 政策の動向を注視し、今後公布される税制に迅速に適応できるよう準備する。
- 政策の更新に伴うコストを計算し、かつ、人材確保のためのインセンティブ政策、人員派遣政策、租税補助金政策、報酬・福利政策などの見直し・調整を行う。
- 新旧政策の移行に伴う税務上の影響について、従業員と適時にコミュニケーションする。
- 税務コンプライアンスを確保した上で、地域別の税収優遇政策（例：広東・香港・マカオ・グレートベイエリア（粵港澳大湾区）、上海自由貿易試験区臨港新エリアにおける外国ハイエンド人材及び不足人材、海南自由貿易港におけるハイエンド人材及び不足人材に対する個人所得税負担額の差額に基づく補助金支給に係る優遇政策など）を最大限に活用する。

税務関連事項の複雑性及び専門性を考慮し、企業及び納税者には適正かつ適時に責任・義務を果たしながら、条件に合致した優遇政策を十分に享受できるように専門機関に援助を求めるよう提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

李 輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街1号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel : +86-10-8508-7638 E-mail : lisa.h.li@kpmg.com

税務シニアマネジャー

森 雅樹

中国北京市東長安街1号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel : +86-10-8553-3261 E-mail : masaki.mori@kpmg.com

**法務:新時代におけるクロスボーダー外貨資金流動の「課題」と「難問」**

北京市金杜法律事務所 (King &amp; Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

**I はじめに**

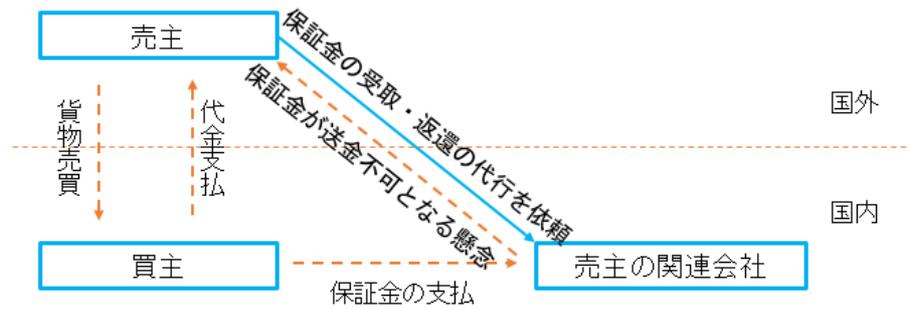
近年、中国では、適切な外貨管理制度・政策の下、クロスボーダー貿易・投資の自由化・利便化の水準が大幅に向上していると言われている。その一方で、現行の「外貨管理条例」(2008年改正。以下、「条例」という)は施行から12年以上が経過した。そのため、外資開放により良好なサービスを提供し、金融市場改革を深化させ、中国金融市場投資に対する投資家の要求を満たすことを目的に、「条例」の改正を求める声が高まっている。また、近年、多くの多国籍企業、国内外企業からは、中国の外貨管理に関する規定や政策は専門的で内容も雑然としており、その正確な把握には一定の困難が伴い、実務においても問題が生じているとの声も聞かれるようになった。

そこで、本稿は、「条例」の改正という注目を集める論点に触れながら、企業のクロスボーダー外貨支払実務における顕在的かつ一般的な課題及び難点に関して、外貨管理関連業務に長期にわたって従事した筆者の実務経験及び考察に基づき、外貨管理に関する規定と政策について解説するものとした。

**II クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易における課題****1. 貿易代金における受取・支払代理の実行可能性**

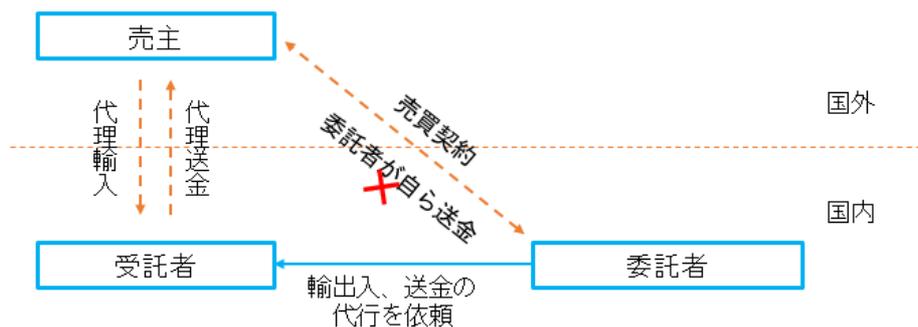
經常項目における貨物貿易及びサービス貿易は、早くから自由な為替決済を実現しており、企業は実際の需要に基づき銀行において取り扱えるようになってきている。「条例」12条は、經常項目における為替決済に対して「真実性、合法性及び一致性」という原則・要求を定めており、すなわち、經常項目における外貨収支は、真実かつ合法の取引の基礎を有し、かつ取引書類と外貨収支との一致を要する。厳密に言えば、特別な状況を除き、貨物又はサービスの輸出者は相応の対価の受取人でなければならず、輸入者は相応の対価の支払人でなければならない。とはいえ、外貨監督管理実務においては、一般に、外貨受取・支払の代理について真実性及び一致性原則に違反しないことの証明が難しく、コンプライアンス上のリスクが存在すると考えられる。

しかし、ビジネスにおいて、取引の各当事者は、外貨管理に関する規定や政策を正確に把握しておらず、商業目的の実現及び取引の簡便性の観点から取引スキームを検討するだけであり、最終的にコンプライアンス上の問題を招くことが多い。たとえば、大口貨物国際貿易において、売買の両当事者は、中国国内の買主において中国国外の売主に高額な契約履行保証金を事前に支払うものとし、買主が契約どおり売主への代金を支払った場合には、その保証金を買主に返還すると約定することがある。このような約定自体は可能であるが、実務運用においては、保証金送金の効率、コストなどの考慮から、中国国外の売主に関して、中国国内の関連会社に保証金の受取・返還を代理してもらう可能性がある。しかし、外貨管理体制の下、そのような保証金受取の代理は、經常項目における外貨受取・支払の「一致性」原則に違反するものと認定されるおそれがあり、中国国内の買主が契約違反をおかした場合などに、売主の中国国内関連会社が代理で受け取った保証金を中国国外の売主に直接送金する必要があったとき、障害が生じることが懸念される。



(筆者作成)

また、経常項目の下、外貨の受取・支払を「代理」しうるのは輸出入代理業務である。「貨物貿易外貨管理ガイドライン」などの規定によると、寄付項目などを除き、輸出入代理の状況の下、やはり原則として「輸出者が外貨を受け取り、輸入者が外貨を支払う」との原則に適合させる必要がある。すなわち、輸入・輸出業務の代理では代理人（受託者）が外貨の受取・支払をしなければならない。しかし、委託者と代理人との間に争いが生じた場合、貨物が既に輸入されている状況では、代理人が中国国外の売主への支払を拒絶すると、委託者は進退窮まる境地に置かれる。「貨物貿易外貨管理ガイドライン」などの規定はこのような状況に対する指針を示しておらず、実務において銀行も明確なガイドラインがないため、委託者からの代金支払の要求を拒絶する可能性が高く、こうして委託者は、取引の実態によっては中国国外の売主への違約責任に直面するおそれがある。



(筆者作成)

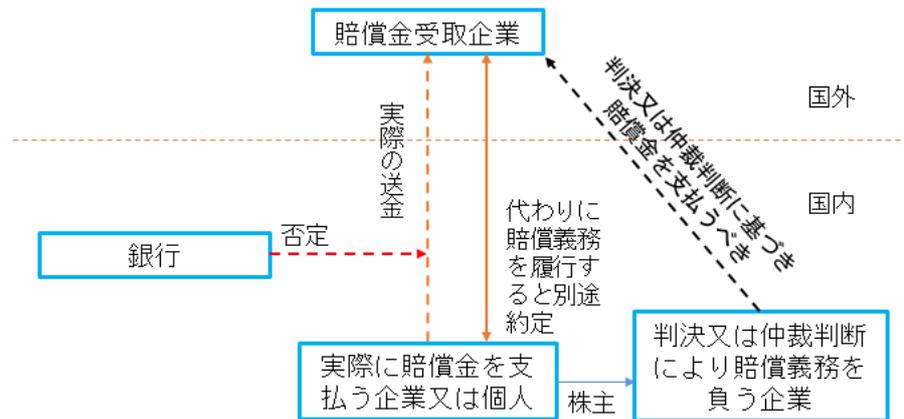
ビジネスにおいて、受取・支払の代理、特に関連会社との間における受取・支払代理の要求は、実際にかなり多い。しかし、既述の例のように、現在、外貨受取・支払の代理にはコンプライアンス上のリスクが存在し、また、受取・支払を代理する輸出入代理の関係が形成された後、この種の代理関係を変更ないし解除しようとしても、現行外貨管理制度上の障害がある。したがって、経常項目では両替が完全に可能な背景の下、「真実性、合法性及び一貫性」の原則・要求と企業のビジネス上の需要をどのように均衡させるのか、今後「条例」の改正において検討すべき問題である。

## 2. 国際賠償金の支払方法及び判決書・仲裁判断書の要否

銀行はサービス貿易における外貨収支業務の処理に際し、取引の真実性及び取引の主体、金額、性質などの要素を含む一貫性の審査を重点的に行うことが考えられる。一般に、中国国内の主体は、取引契約書、賠償合意書（賠償条項）並びに賠償の全過程に関する説明及び証明文書のみを提出すれば、これにより国際賠償金の真実性及び合法性を証明することができる。

しかし、実務においては、銀行が企業に裁判所の判決書又は仲裁判断書の提出を要求し、その提出がない限り外貨収支の処理を拒否するケースがたびたび生じている。判決書又は仲裁判断書がある場合、現行の外貨監督管理体制では、国際賠償金を支払う主体、その金額などの要素と相応の判

決書又は仲裁判断書に記された支払主体、金額などの要素とが一致することが原則として要求される。一方、一部の企業では、判決書又は仲裁判断書に記された支払主体に執行面の障害が存在し、あるいは上場会社の筆頭株主が上場前の包括的な誓約に基づき、当該上場会社の国際賠償金を代理で支払う意思を表示しているといった種々の理由のために、最終的に法廷外で国際賠償の事項について支払合意(和解)をするケースが時折生じている。これらの方法は、現行の外貨管理体系下では、対外的な外貨支払業務の真実性及び一致性の原則への違反を理由に認められないことが懸念される。

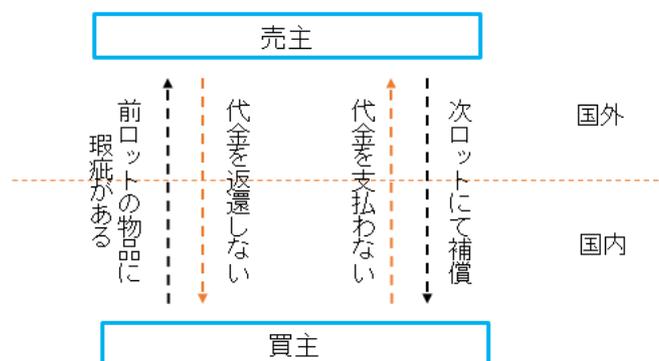


(筆者作成)

現行の厳格な監督管理措置は、外貨監督管理違反行為の減少に資するものの、一定程度、貿易の円滑化を推進する趣旨と適合せず、場合により、企業のコストも増大する。したがって、今後の外貨管理「放管服」<sup>1</sup>改革においては、ビジネス上の要請と実務運用をより考慮したゆとり政策の導入が期待される。

### 3. 外貨管理における債権債務相殺の実行可能性

国際貨物貿易の外貨監督管理は逐次消込みから総量検査へと改められたため、実務においては収支相殺の運用がたびたび行われている。たとえば、分割納品契約における某ロットの貨物に品質の瑕疵があった場合、売買双方の合意により返品・返金の処理を行わず、売主は次ロットの貨物において相応の数量の再納品をすることによって前ロットの瑕疵ある貨物の補償を行い、買主は再納品された貨物について重ねて代金を支払う必要がなくなるなど、実際に、売主が返還すべき瑕疵ある貨物の代金と、買主が支払うべき再納品された貨物の代金との相殺が行われている。



(筆者作成)

<sup>1</sup> 「放管服」とは、簡政放権（行政簡素化と権限委譲）、放管結合（権限委譲と行政管理の両立）、優化服務（行政サービスの最適化）の略称である。

民法典の関連規定によると、一定の条件の下、当事者は相互の期限到来債権債務を相殺することができ、このような方法は、民法典の精神と合致するとともに、企業の資金流動を省くことができ、貨物貿易輸出入に従事する多くの企業にニーズがある。しかし、外貨管理の「収支両線」<sup>2</sup>の要求の下では、このような貨物貿易における収支相殺は規定違反が疑われ、会社のコンプライアンス上のリスク管理という観点からすると得策とはいえない。したがって、今後の「条例」などの改正及び政策の改革において、特定の条件及び状況の下で一定程度での収支相殺の実現が期待される。

### III 資本項目における外貨管理の難問

#### 1. 外商直接投資 (FDI) における資金の使用

現行規定によると、FDI 下の外貨資本金、資産現金転換口座、国内再投資専用口座内の資金（外債、国外上場により国内に回収される外貨資金を含む）などは、経営範囲における真実、自己使用の原則に基づき使用しなければならない。

2019年10月23日に新たに発せられた「クロスボーダー貿易・投資の利便化のさらなる促進に関する国家外貨管理局の通知」（以下、「28号文」という）では、「非投資性外商投資企業が現行の外商投資参入特別管理措置に違反せず、中国国内で投資を受けた項目が真実であり、法令を遵守している前提の下、法に基づいて資本金をもって国内持分投資を行いうること」を明確化した。しかし、実務においては、資本項目下の収入を使用する際の「ネガティブリスト」<sup>3</sup>に対する理解と把握の基準が同一でないため、次のように多くの問題が生じている。

- ・非投資性外商投資企業が外貨資本金をもって行う株式投資は、業種、経営範囲を超えて行いうるか。
- ・資本項目下の収入を非関連企業による貸付実行に用いることはできないが、関連企業の範囲は実質的に限定されているか（持分関係があれば足りるか、それとも支配を要するか）。
- ・外貨管理部門は資本項目の収入を使用する際の管理において「実質主義」を実行しているが、具体的にどのようにどこまで管理する必要があるか。
- ・企業が資本項目の収入を使用する際の要求を守らずに処罰に直面した場合、処罰の基準をどのように予測し、判断するのか。

28号文により、規定上は非投資性外商投資企業による外貨資本金を用いた国内持分投資が解禁されたとはいえ、企業においてリスクを回避するには、「ネガティブリスト」と関わる資本項目収入の使用について慎重に取り扱う必要があると思われる。今後、外貨管理部門が「ネガティブリスト」についてより明確な規定又はガイドラインを制定することが期待される。

#### 2. 持分譲渡の対価の支払が直面しうる苦境とその解決方法

資本項目下における外貨の受取・支払は、経常項目より厳格であるとはいえ、明確な法令上の根拠さえあれば実現できる。一方、実務の監督管理の基準が柔軟性に欠けることから、企業の一部の正当なビジネス上の要請を満たすことができない問題もある。

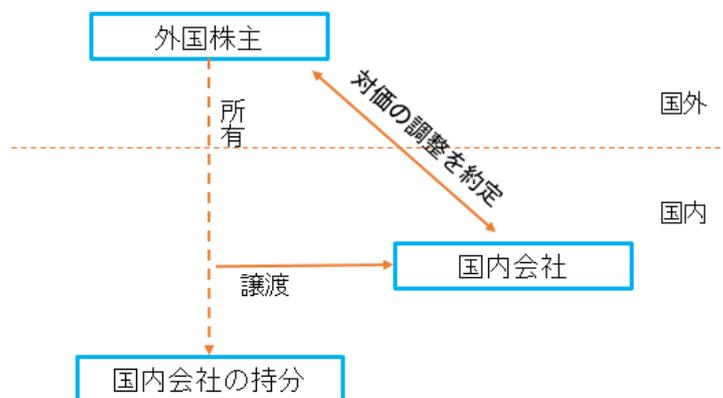
たとえば、外商投資企業の外国側株主が自己の有する中国内会社の持分を中国内の他社に譲渡する取引において、双方がその対価について合意した場合、その契約締結からクロージングまでの期

<sup>2</sup> 外貨受取による収入と外貨支払による支出は、それぞれに行われ、相殺処理できない。

<sup>3</sup> 「資本項目における人民元転管理政策の改革及び規範化に関する通知」（匯發〔2016〕16号）によると、資本項目の外貨収入及び人民元転資金の用途については、次のような「ネガティブリスト」がある。

- ①直接的又は間接的に、企業の経営範囲外の支出又は国が法令で禁じた支出に用いてはならない。
- ②別段の明確な定めがある場合を除き、直接的又は間接的に証券投資又は銀行の元本保証型商品を除くその他の投資・資産運用に用いてはならない。
- ③経営範囲において明確に認められている場合を除き、関連企業以外への貸付に用いてはならない。
- ④不動産企業を除き、自社用ではない不動産の建設、購入に用いてはならない。

間に事情が変化したなどの理由により、契約締結後の持分譲渡対価が調整され、最終的に実際に支払うべき持分の対価が契約に定める持分の対価よりも高額となることがある。これに対し、銀行からは、持分譲渡契約に定める対価が確定的な金額であること、及び送金額が持分譲渡契約に定める対価を超えてはならないことが要求されるため、多くの企業に持分譲渡の調整に際して障害が生じている。真実かつ合法的な取引の基礎があり、商業慣習にも適合する合理的なこの種の取引のアレンジについては、今後、外貨管理部門や銀行による実行可能な解決方法の提供が待たれる。



(筆者作成)

### 3. 国外投資 (ODI) における資金の送金及び国外収益の還流の方法

中国は国外投資と関連する資金の送金に対して厳格な監督管理制度を行っており、通常、中国国内企業は、発展改革部門及び商務部門の事前の許認可・届出を得てから初めて、銀行で国外投資に関する外貨登記及び外貨資金送金手続を行うことが可能となる。企業が国外投資で得た利益を中国国内に還流させるには、関連規定に基づいて利益還流手続を行わなければならない。

実務において、一部の企業は国外投資を行うにあたり、何らかの理由により既述の発展改革部門、商務部門の許認可・届出の手続や銀行における外貨手続を行わなかった。そのため、国外投資で得られた利益を国内へ戻す必要が生じたとき、事前に行うべき手続の瑕疵ゆえに適法に利益を還流できない事態を招いてしまっている。さらに、実務上、発展改革部門の許認可・届出手続の事後の補足実施は難しく、これにより国外投資の外貨登記手続の補足実施ができず、最終的に、一部の企業は手続の補足実施という正常な方法を回避し、コンサルティングサービス費用といった規則違反の方法で国外投資による利益の還流を行っている。そのため、今後、明確な政策を打ち出して、事前に必要な手続に不備のある企業に対し外貨関連手続の補足実施を指導し、国外投資による利益の合法的な国内への還流を可能にすることは、ビジネス上の要請であるといえる。

### 4. 国外利益の国外使用の実行可能性

企業が国外投資で得た利益を国内に還流しない場合、中国国外においてその他の投資を行うか否か、これも企業から常に相談が寄せられる問題である。「国内機構国外直接投資外貨管理規定の公布に関する通知」(匯発 [2009] 30号) 及び「国内居民が特別目的会社を通じて行う国外投融资及び迂回投資に係る問題に関する国家外貨管理局の通知」(匯発 [2014] 37号、以下「37号文」という)によると、現在、国内居民がその投資した国外の会社(特別目的会社を含む)から得た利益、配当金及び資本変動外貨収入は、国外に留めることができる。外貨管理の原則からすれば、国外に留めたこれらの資金は、原則として、許可を得ずに国外有価証券・金融派生商品の発行・取引に用いること、あるいは個人による不動産、有価証券等の購入に用いることはできないと解される。しかし、実務において、国際金融市場がますます開放されている今日、少なからぬ国内居民がその投資した国外の会社(特別目的会社を含む)から得た利益、配当金及び資本変動外貨収入は

国外に留めて関連する投資を行えるようになることを希望している。今後、外貨管理部門がこれに関する明確な規定を定めるか否か、この種の状況の監督管理をどのように行うか、あるいは一部開放の可能性について、その動向を見守る必要がある。

#### 5. 外債資金の国外使用の実行可能性

外債関連の法令は、外債資金を直接に中国国外で使用しうるか否かについて明確に定めておらず、筆者が各地の外貨管理部門に非公式に照会して得られた回答からすると、一般に、借り入れた外債資金は中国国内に回収（送金）して使用しなければならず、これを行わない場合、外債登記に際して、国内で使用しない理由、外債の用途を国外使用とすることの説明が必要となる。現在、個別の地区の外貨業務取扱ガイドラインのみで外債資金は国内に回収（送金）して使用しなければならないと明確化（たとえば、「北京地区外貨業務取扱ガイドラインの二：企業業務（2019年新版）」2.4.1条は、非銀行債務者が外債を借り入れ又は債券を対外的に発行した場合、原則として、関連する資金を国内に回収（送金）して使用しなければならず、外貨管理部門の許可を得て国外に預金する場合はこの限りでないと定めている）されているだけで、多くの地方はこれについて明文で定めていないため、実務の運用に一定の不確定性が生じている。今後、外貨管理部門が全国範囲で適用される規定を次々と制定してそれを明確化し、各地の実務を指導し、統一するものと予想される。

#### IV おわりに

以上、筆者の実務経験に基づき、外貨管理実務における顕在的かつ一般的な課題及び難点を総括した。企業は現行外貨管理法令・規則を把握し、コンプライアンス違反にならないよう注意すべきであると同時に、今後「条例」の改正を含め一連の外貨管理関連法令・規則の制定・改正の動向に注視しながら、自社の取引スキームを調整することが望まれる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼18階

Tel : 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・  
重慶・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・  
シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・  
ニューヨーク・シリコンバレー



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では3月中旬から4月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげた。

[ 政策 ]

<b>【電子商取引】</b>	
○「商務部、国家発展改革委員会、財政部、税関総署、国家税務総局、国家市場監督管理総局の越境電子商取引小売輸入試行の拡大、監督・管理要求の厳格実施に関する通知」(商財発[2021]39号、2021年3月18日発布・実施)	
	<p>個人がネットで外国商品を購入し、仲介業者が保税区域を経由して輸入する、いわゆる越境ECの試行都市の拡大と管理の厳格実施についての通知。越境ECは2015年に杭州市が試行都市に指定されて以降、段階的に拡大され、2020年1月には全国88カ所の大中都市と海南省が指定されたが、この通知により、すべての自由貿易試験区、総合保税區等の所在都市に拡大された。</p> <p>■通知の要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>越境EC小売輸入試行をすべての自由貿易試験区、越境電子商取引総合試験区、総合保税區、輸入貿易イノベーション促進モデル区、保税物流中心(B型)の所在都市および区域に拡大する。</li> <li>各試行都市・区域は、税関特別監督管理区域外での“オンライン保税購入+オフライン引き取り”、二次販売等の規定違反行為を直ちに調査、処分しなければならない(注：“オンライン保税購入+オフライン引き取り”は、越境ECの仲介業者が商品をあらかじめ保税区域に輸入し、税関の許可を得て保税區外に展示した商品見本を消費者が選んでオンラインで保税状態にある商品を注文、代金を支払い、その後に仲介業者が商品の輸入通関をして消費者に引き渡す(消費者がオフラインで引き取る)方式のことで、以前から原則許可しないとされている)。</li> </ul> <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/202103/20210303046247.shtml">http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/202103/20210303046247.shtml</a></p>
<b>【税優遇政策】</b>	
○「財政部、税関総署、国家税務総局の2021~2030年の新型ディスプレイ産業発展輸入税収政策に関する通知」(財関税[2021]19号、2021年3月31日発布・実施)	
	<p>新型ディスプレイ関連企業に対する輸入税の優遇。実施期間は2021年から2030年まで。</p> <p>■通知の要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型ディスプレイ(薄膜トランジスタ液晶ディスプレイデバイス、アクティブマトリックス)</li> </ul>

	<p>クス有機発光ダイオードディスプレイデバイス、マイクロ LED ディ스플레이デバイスを指す) の生産企業が、国内で生産できないか、性能が需要に満たない自社生産用 (研究開発用を含む) の原材料、消耗品およびクリーンルームの付帯システム、生産設備の部品・付属品を輸入する場合、輸入関税を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新型ディスプレイ産業の重要原材料、部品・付属品 (ターゲット、フォトレジスト、マスク、偏光子、カラーフィルターフィルムを指す) の生産企業が、国内で生産できないか、性能が需要に満たない自社生産用の原材料、消耗品を輸入する場合、輸入関税を免除する。</li> <li>• 新型ディスプレイ重大プロジェクトの請負企業が新設備を輸入する際に、税関が税額担保の提供を承認した場合、初回の設備輸入から 6 年 (連続 72 カ月) を期限として輸入増値税の分割納付を許可する。6 年間の毎年の分割納付割合は、1 年目は 0、2 年目以降は 20% ずつとし、既に納付した税額は還付せず、分割納付期間中の滞納金は徴収しない。</li> </ul> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。  <a href="http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-04/14/content_5599492.htm">http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-04/14/content_5599492.htm</a></p>
--	--

[ 規則 ]

	<p><b>【税】</b></p>
	<p>○「一部税收政策の執行期限延長に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021 年第 6 号、2021 年 3 月 15 日公布・施行)</p>
	<p>従来、期限付きで実施してきた一部の税優遇措置を延長するもの。</p> <p>■通知に記載される優遇措置のうち、広範な企業に共通する措置は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業が建物・構築物以外の固定資産 (「設備・器具」) を購入した場合の費用控除について、限度額を 100 万元から 500 万元に引き上げ、500 万元を超える場合は償却年数の短縮または加速度償却を認める措置を 2023 年末まで延長する。</li> <li>• 企業の研究開発費の費用控除について、無形資産を形成しない場合は実際に発生した費用の追加控除を 50% から 75% に引き上げ、無形資産を形成した場合は償却費を 150% から 175% に引き上げる措置を 2023 年末まで延長する。</li> <li>• 条件に合致する研究開発機構が国産設備を購入した際の仕入増値税の還付について、2023 年末まで延長する。</li> </ul> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。  <a href="http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202103/t20210322_3674181.htm">http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202103/t20210322_3674181.htm</a></p>
	<p>○「感染症流行に対応した一部税・費用優遇政策の継続実施に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021 年第 7 号、2021 年 3 月 17 日公布・施行)</p>
	<p>2020 年前半に相次いで発布された税・行政費用の優遇措置を延長するもの。</p> <p>■優遇措置は、個人事業主に対する増値税減税、医療従事者等に対する個人所得税免除、映画産業関連企業に対する増値税・文化事業費免除および欠損繰り越し期間延長、政府指定の重点保障物資生産企業に対する企業所得税の所得控除および増値税増加控除留保税額還付、企業・個人の感染症関連寄附金に対する所得控除など。</p> <p>■広範な企業を対象とする優遇措置は、感染症の影響が大きい運輸・飲食・宿泊・観光関連企業に対する欠損繰り越し期間の 5 年から 8 年への延長で、実施期限は 2021 年 3 月末まで。</p>

	<p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。  <a href="http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202103/t20210323_3674436.htm">http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202103/t20210323_3674436.htm</a></p>
<p>○「研究開発費の税前加算控除政策をさらに完備化することに関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021 年第 13 号、2021 年 3 月 31 日公布、同年 1 月 1 日施行)</p>	
<p>製造業の企業に対する企業所得税の費用控除についての新たな優遇措置。</p> <p>■公告の要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2021 年 1 月 1 日から、製造業の企業(製造の年間売上が全体の 50%以上の企業)の研究開発費の費用控除について、無形資産を形成しない場合は実際に発生した費用の 100%の追加控除、無形資産を形成した場合は償却費の 200%の追加控除とする。</li> <li>• 企業は、当年第 3 四半期または 9 月の予定納税申告を行う際に、上半期の研究開発費について追加控除を選択できる。</li> </ul> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。  <a href="http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202104/t20210402_3680563.htm">http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202104/t20210402_3680563.htm</a></p>	
<p>○「増値税小規模納税者の増値税免除政策を明確にすることに関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021 年第 11 号、2021 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日施行)</p>	
<p>増値税小規模納税者に対する増値税免除の優遇。月販売額が 15 万元以下の小規模納税者に対し、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで増値税を免除するもの。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162930/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162930/content.html</a></p>	
<p>○「中小・零細企業および個人事業主の所得税優遇政策の実施に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021 年第 12 号、2021 年 4 月 2 日公布、同年 1 月 1 日施行)</p>	
<p>中小・零細企業と個人事業主に対する企業所得税と個人所得税の優遇措置。中小・零細企業は、国家の制限・禁止業種以外の業種に従事し、年間課税所得が 300 万元以下、従業員数 300 人以下、資産総額 5,000 万元以下の 3 条件を満たす企業をいうが、その年間課税所得額が 100 万元以下の部分について、20%の税率で計算した税額の半額を徴収する。実施期間は 2022 年 12 月 31 日まで。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5163253/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5163253/content.html</a></p>	

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行  
トランザクションバンキング部

項目	単位	2019年				2020年				2021年		
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	6.3	6.1	6.0	6.0	▲ 6.8	▲ 1.6	0.7	2.3	(1-3月) 18.3		
固定資産投資*	前年同期比%	6.3	5.8	5.4	5.4	▲ 16.1	▲ 3.1	0.8	2.9	-	35.0	25.6
第一次産業	前年同期比%	3.0	▲ 0.6	▲ 2.1	0.6	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	-	61.3	45.9
第二次産業	前年同期比%	4.2	2.9	2.0	3.2	▲ 21.9	▲ 8.3	▲ 3.4	0.1	-	34.1	27.8
第三次産業	前年同期比%	7.5	7.4	7.2	6.5	▲ 13.5	▲ 1.0	2.3	3.6	-	34.6	24.1
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	6.5	6.0	5.6	5.7	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	-	35.1	14.1
社会消費財小売総額***	前年同月比%	8.3	8.4	8.2	8.0	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	-	33.8	34.2
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	1.8	2.2	2.5	2.9	4.9	3.8	3.3	2.5	▲ 0.3	▲ 0.2	0.4
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	0.2	0.3	0.0	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	0.3	1.7	4.4
輸出***	億ドル	5,517.4	11,711.5	18,251.1	24,990.3	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-	4,688.7	2,411.3
	前年同月比%	1.4	0.1	▲ 0.1	0.5	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	-	60.6	30.6
輸入***	億ドル	4,754.1	9,899.9	15,266.8	20,771.0	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-	3,656.2	2,273.4
	前年同月比%	▲ 4.8	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	-	22.2	38.1
貿易収支***	億ドル	763.3	1,811.6	2,984.3	4,219.3	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-	1,032.6	138.0
対内直接投資(実行ベース)	億ドル	358.0	707.4	1,007.8	1,381.4	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7	126.0	187.9
	前年同月比%	3.7	3.5	2.9	2.4	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	6.2	86.9	59.5
外貨準備高	億ドル	30,988	31,192	30,924	31,079	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107	32,050	31,700
都市部調査失業率	%	5.2	5.1	5.2	5.2	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.5	5.3
国内自動車販売台数	万台	637.2	1,232.3	1,837.1	2,576.9	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3	145.5	252.6
	前年同月比%	▲ 11.3	▲ 12.4	▲ 10.3	▲ 8.2	▲ 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	29.5	364.8	74.9
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	51.3	50.6	51.9
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	52.4	51.4	56.3

\* : 年初からの累計ベース。

\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

\*\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫软件园10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大厦15階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021年5月12日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。